

**[ 九州地方知事会 作成 ]**

- 九州広域行政機構（仮称）の設立を目指して（H22. 10. 18）・・・ 1
- 広域行政機構法（仮称）の骨子（案）（H23. 2. 17）・・・ 4
- 「九州広域行政機構（仮称）」が移譲を受ける出先機関について（H23. 5. 26）・・・ 6
- 「広域行政機構法（仮称）骨子（案）」（H23. 2. 17）のポイント（H23. 7. 1）・・・ 7
- 出先機関の「丸ごと」移譲の実現に向けて（H23. 10. 7）・・・ 8
- 「広域的实施体制の基本的枠組みに係る検討課題」に対する九州地方知事会の考え方（H23. 10. 21）・・・ 10
- 「広域的实施体制の枠組み」について（H23. 12. 19）・・・ 16
- 地域主権戦略会議（第15回）における「広域的实施体制の枠組み（方向性）」の決定を受けて（H23. 12. 26）・・・ 20
- 国出先機関の「丸ごと」移譲の実現に向けて（H24. 2. 9）・・・ 21

**[ 国 作成 ]**

- 地域主権戦略大綱（H22. 6. 22）[抄]・・・ 25
- アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～（H22. 10. 28）・・・ 31
- 国の出先機関移譲に関する特例制度の骨子（素案）<未定稿>（H23. 7. 1）・・・ 34
- 新しい広域的实施体制の制度設計について（H23. 7. 1）・・・ 37
- 広域的实施体制の枠組み（方向性）（案）（H23. 12. 19）・・・ 38  
※第4回 アクション・プラン推進委員会
- 広域的实施体制の枠組み（方向性）（H23. 12. 26）・・・ 43  
※第15回 地域主権戦略会議

## 九州広域行政機構（仮称）の設立を目指して

現在の我が国の閉塞状況を打ち破るためには、地域活力の創造が不可欠である。政府は「地域主権」の確立を謳いながら、その実現に向けた取組は遅々として進んでいない。

「国の出先機関の原則廃止」についても、関係省庁は相変わらず消極的な姿勢を崩さず、改革が進む様子は一向に見られない。

九州地方知事会では、この状況を打破するため、国の出先機関（現在、国で改革が検討されている8府省15系統）の事務・権限・人員・財源等について、「丸ごと」(\*)受け入れる決意であり、これを自らの手で運営すべく、「九州広域行政機構（仮称）」（以下「機構」という。）の設立を目指すことで合意した。

機構設立により、現在国の出先機関が処理している事務について、より迅速に、地域ニーズに合った形で行うことが可能となる。また、知事等が県行政との関連の中で総合的な判断を行い、行政事務を遂行していくことにより、政策の連携・相乗効果の発揮も期待できる。

さらに、「省庁縦割りの出先機関」を機構に統合することで、住民が監視しやすくするとともに、税金の効率的で無駄のない使い方にもつながるものと考えている。

機構の組織等は、現行の広域連合とは異なるものを想定することから、九州地方知事会としても引き続き検討を深め、政府に対して新たな立法を求めていく。

今後、解決すべき課題は様々出てくることと思うが、九州地方知事会としては、九州地域の活性化と地域住民の福祉の向上を第一に、「地域主権」確立に向けた突破口を開く覚悟で、この課題に一丸となって取り組んでいく所存である。

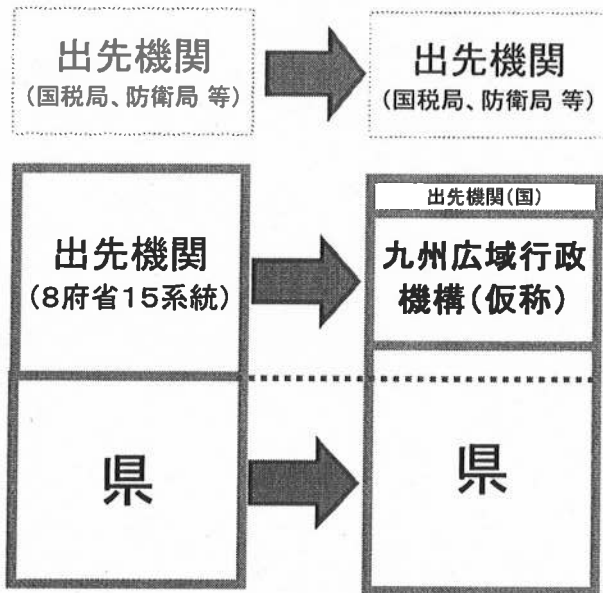
平成22年10月18日

九州地方知事会

\* ハローワークなど各県で受け入れる方が効率的なものについては各県で受け入れる。

\* 電波の周波数の割当等、国に残すべきと整理するものもあり得る。

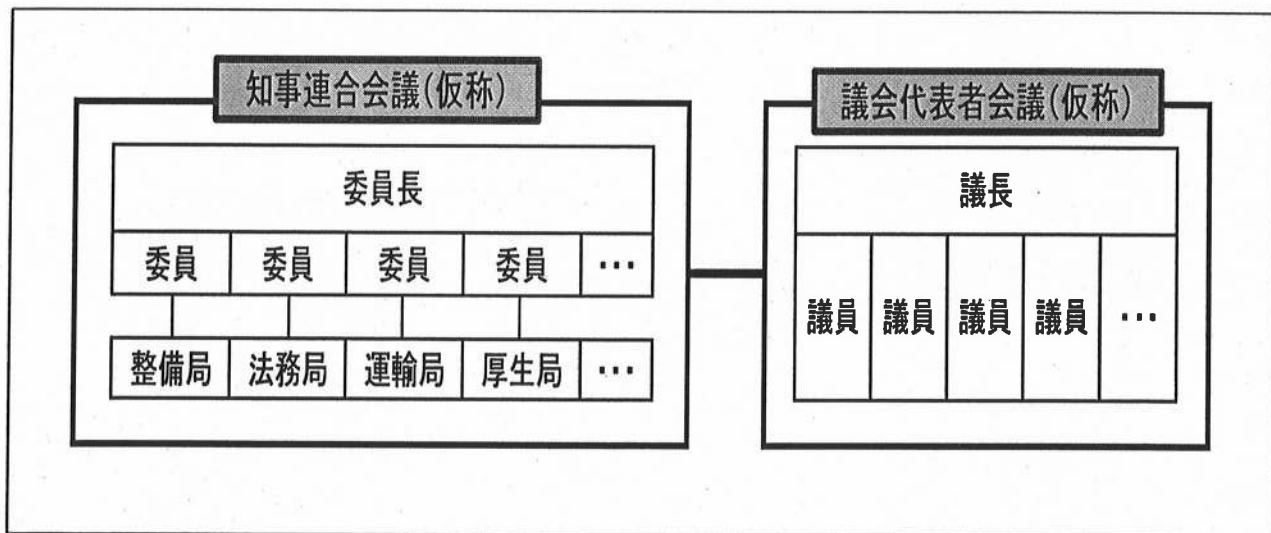
## [受け入れる事務のイメージ]



○国の出先機関(現在、国で改革が検討されている8府省15系統)の事務・権限・人員・財源等を、地方(広域機構+県)で「丸ごと」受け入れ

\* ハローワークなど各県で受け入れる方が効率的なものについては各県で受け入れる。  
\* 電波の周波数の割当等、国に残すべきと整理するものもあり得る。

## [九州広域行政機構(仮称)のイメージ]



### 1 「知事連合会議(仮称)」(執行機関)

- 委員長・委員には、九州各県の知事を充てる。
- 委員長への権限集中を回避するために「合議制」の執行機関とする。
- 各委員(知事)は各部門(現行の九州地方整備局 等)を分担管理する。

### 2 「議会代表者会議(仮称)」(議事機関)

- 条例の制定、予算決定、決算認定等を行う。

### 3 その他

- 機構設立についての民意醸成を前提に、国の立法措置として設置(「歯抜け」防止のため、区域、所掌事務等について法定)。
- 現行の出先機関の予算規模と同等の財源を、国から受入れることを想定。
- 住民自治の強化に向けた直接請求制度等の導入、透明性を確保するための監査制度の充実・強化といった方策も検討。

# ○九州の「国の出先機関」

国の出先機関	
8府省 15系統 ※仕分け対象	1 九州総合通信局
	1-2 沖縄総合通信事務所
	2 福岡法務局・地方法務局
	3 都道府県労働局
	4 九州地方整備局
	5 九州運輸局
	6 九州厚生局
	7 九州農政局
	8 九州森林管理局
	9 九州経済産業局
	10 九州漁業調整事務所
	11 中央労働委員会 九州地方事務所
	12 九州地方環境事務所
	13 沖縄総合事務局
	(14 地方航空局) ※東京、大阪のみ
(15 北海道開発局)	
上記以外 ※仕分け対象外	1 公正取引委員会 九州地方事務所
	2 九州管区警察局
	3 九州管区行政評価局
	4 福岡矯正管区
	5 九州地方更正保護委員会
	6 福岡入国管理局
	7 九州公安調査局
	8 福岡財務支局
	9 九州財務局
	10 長崎税関
	11 門司税関
	12 福岡国税局
	13 熊本国税局
	14 福岡航空交通管制部
	15 福岡管区气象台
	16 長崎海洋气象台
	17 海上保安庁第七管区
	18 海上保安庁第十管区
	19 九州防衛局
	20 沖縄行政評価事務所
	21 沖縄地区税関
	22 沖縄国税事務所
	23 那覇空港交通管制部
	24 沖縄气象台
	25 海上保安庁第十一管区
	26 沖縄防衛局

## 広域行政機構法（仮称）の骨子（案）

### 1 目的

広域行政機構の運営の基本その他の制度の基本となる事項を定め、広域行政機構が国の地方支分部局の権限の移譲を受けて行う事務及び事業の効率的かつ効果的な実施を図り、もって住民の福祉の向上並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

※国の出先機関が抱える弊害を解消するとともに、これからの超高齢社会における効率的かつ効果的な資源配分を行うため、地域の代表者（知事、議員）により構成される広域行政機構を設置し、地域ニーズへの迅速・的確な対応や住民ガバナンスの強化、二重行政の無駄を廃した事務執行を図る。これをより迅速かつ円滑に実現するため、広域行政機構においては、出先機関の事務・権限・人員・財源等を「丸ごと」包括的に受入れる（出先機関の原則廃止）。

### 2 機構の設置及びその機能

○都道府県は、国の地方支分部局の権限の移譲を受けて当該事務を共同で処理するため、機構を設置することができる。

※機構の法的性格・位置づけ

地方自治法上の特別地方公共団体の一類型（ただし、広域連合のような事務持ち寄り型の「組合」とは違うもの）として新たに位置づけることを想定。

○国は、法律で定める区域に係る地方支分部局ごとに、その地方支分部局の権限に属する事務の全部を、法令で定めるところにより、機構に移譲するものとする。

※機構の管轄区域及び処理する事務については、法令で定める。

（機構設立→事務・権限移譲の申請→区域・所掌事務の法定 という流れを想定）

### 3 機構の組織

#### （1）知事連合会議（仮称）

機構の執行機関として、機構を組織する都道府県の知事による合議制の知事連合会議を置く。

※現在の国の出先機関の組織・人員を「丸ごと」機構の組織として取り込んだ上で、知事連合会議のメンバーである各県知事が各部門を分担して執行することを想定するが、その方法など詳細な執行体制のあり方については機構の条例等に委ねることとしてはどうか。

## (2) 議会代表者会議（仮称）

- ・ 機構の議事機関として議会代表者会議を置く。

※議会代表者会議の組織、定数、議員の選出方法等については、構成団体の議会の議決を経て定めることを想定。

## (3) 監査

機構が処理する事務の公正さと能率を確保するため、財務管理等に優れた識見を有する者による包括的な外部監査制度を導入する。

## 4 機構の権能

○知事連合会議は、機構の事務を管理し及び執行する。

○議会代表者会議は、条例の制定・改廃、予算、決算認定などを議決する。

○機構は、議会代表者会議の議決を経て、内閣総理大臣に対し、地方支分部局の権限を機構に移譲するよう要請することができる。国は、その要請が実現するよう努めなければならないものとする。

※財源確保に関する協議などのための「国と機構の協議の場」の設置についても想定。

## 5 財政上の措置

○国は、機構が事務を執行するのに要する経費の財源について、必要な措置を講じなければならない。

○機構は、国の財源措置の算定に用いる必要な資料を内閣総理大臣に提出するものとする。

○機構は、国の財源措置に不服がある場合には、内閣総理大臣に意見書を提出することができる。内閣総理大臣は、意見の申出を受けたときは、これに遅滞なく回答するものとする。

## 6 住民の関与

機構の構成団体の区域内に選挙権を有する者による直接請求制度及び住民による住民監査・住民訴訟制度を導入する。

## 7 その他

○機構の職員の身分：地方公務員とすることを想定

○機構と構成団体との関係：構成団体からの独立性の高いものとする必要

## 「九州広域行政機構（仮称）」が移譲を受ける出先機関について

- 九州地方知事会は、国で改革が検討されている国の出先機関（8府省13系統）の事務・権限・人員・財源等を「丸ごと」受け入れる「九州広域行政機構（仮称）」の設立に向け、取り組んでいます。
- 国は、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するため、平成24年通常国会に法案を提出し、平成26年度中に事務・権限の移譲を行うことを目指す方針（アクション・プラン）を閣議決定（平成22年12月28日）しました。
- 九州地方知事会としては、アクション・プランに沿った国の出先機関の移譲を確実に実現するため、まず、九州経済産業局（経済産業省）、九州地方整備局（国土交通省）、九州地方環境事務所（環境省）について先行して国と協議を進めることとしました。

平成23年5月26日

九州地方知事会

## 「広域行政機構法（仮称）骨子（案）」(H23.2.17)のポイント

H23.7.1 九州地方知事会

### 1 国のブロック単位の出先機関を「丸ごと」移譲する。

- 「丸ごと」移譲とすることで、現在の出先機関の事務、権限、組織、財源をそのまま活用。
- これにより、各出先機関の組織（有機体）としての機能を損なわず、住民ニーズに迅速かつ効果的に対応。
- これまでの出先機関改革は、事務・権限の仕分け作業に時間を費やしてきたことで停滞。

### 2 ブロック単位の出先機関の移譲を受けるための新たな組織（広域行政機構（仮称））を設置する制度を創設する。

- 現在、有機的な組織として機能している出先機関の事務・権限・組織・財源の「丸ごと」移譲を受けるためには、新たな地方公共団体の制度が必要。
- 国との関係については、大規模災害時に国と地方が連携して迅速に対応するための仕組みを確保するなど、住民サービスの水準を確保することを前提として、検討することが必要。

### 3 広域行政機構（仮称）には、地域住民の意思を反映するための仕組み（ガバナンス）を確保する。

- 普通地方公共団体と同等のガバナンスの仕組みを確保する。
  - ・二元代表制の仕組み  
議会代表者会議（議事機関）、知事連合会議（合議制の執行機関）
  - ・包括的な外部監査制度
  - ・直接請求制度、住民監査・住民訴訟制度

### 4 国による財源措置は、具体的な手続きを法律で規定する。

- 他の地域の出先機関と比べて財政上の不利が生じないよう法律で担保。
- 国の財源措置の算定に用いる必要な資料の内閣総理大臣への提出、国の財源措置に不服がある場合の内閣総理大臣への意見書の提出等について法律で規定。



## 出先機関の「丸ごと」移譲の実現に向けて

H23. 10. 7

九州地方知事会長

広瀬 勝貞

「国の出先機関の原則廃止」は政府の決定事項であり、地方もこれを信頼して具体的な検討を進めてきた。

- 民主党政権は、地域主権改革を一丁目一番地に掲げ、昨年6月に「地域主権戦略大綱」を閣議決定した。その中で「住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにする」という地域主権の理念とあわせて、「国の出先機関の原則廃止」が明記された。
- 「国の出先機関の原則廃止」という政府の方針を受け、地理的一体性を有し、従来から都道府県間の「政策連合」の取組により連携を深めていた九州地方知事会では、都道府県の区域を超える広域的实施体制の検討を行った。その結果、昨年10月に、ブロック単位の出先機関の事務・権限・人員・財源等について「丸ごと」移譲を受けるための組織として、「九州広域行政機構（仮称）」の設立を目指すこととした。
- 昨年12月には、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」が閣議決定され、「出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進するための広域的实施体制の枠組みづくりのため、所要の法整備を行う」こと、あわせて、「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けようとする具体的意思を有する地域との間で、十分な協議、調整を行う」ことが明記された。
- このように、「アクション・プラン」は、九州地方知事会や関西広域連合の動きを念頭に置いた上で、閣議決定されたものである。
- その後、これまでのアクション・プラン推進委員会の場において、「九州広域行政機構（仮称）」の考え方を説明してきた。

「広域的实施体制の基本的枠組みに係る検討課題」は、既に「広域行政機構法（仮称）の骨子（案）」において示されている。

- 九州地方知事会では、地方に受け皿がないことを理由に国が出先機関からの権限移譲を拒む従来の状況を打破し、九州地域の活性化と住民福祉の向上を第一に、分権型社会確立に向けた突破口を開く覚悟を持って、出先機関の事務・権限・人員・財源等を「丸ごと」受け取るという提案をしたものである。
- この提案は、従来のように事務の仕分けに徒に時間を費やすことのないよう、「丸ごと」移譲を基本とすることとしたものであり、この考え方は、「アクション・プラン」に採り入れられたものと考えている。
- また、出先機関の事務・権限・人員・財源等について「丸ごと」移譲を受けるためには、新たな制度が必要と考えられることから、「広域行政機構法（仮称）骨子（案）」を前々回のアクション・プラン推進委員会に示し、そのポイント（別紙）を前回の推進委員会で説明している。
- この中で、ガバナンスの仕組みや財源措置のあり方など、広域的实施体制の基本的枠組みについての検討課題は示されている。また、国との関係については、住民サービスの水準を確保することを前提に、非常時などに国と地方が連携して迅速に対処する仕組みが必要であることを指摘した。検討を前進させるため、今後、速やかに、これらの課題についての政府の考え方を示すべきである。

「丸ごと」移譲に向け、政治のリーダーシップを。

- 「アクション・プラン」では、平成24年の通常国会に法案を提出することとされ、また、前回の推進委員会で示されたスケジュールでは、9月中に広域的实施体制の「枠組みの決定」、「移譲対象出先機関決定に向けての中間とりまとめ」を行うこととされていた。
- 既に検討作業に遅れが生じている状況ではあるが、スケジュールどおりの法案提出と「丸ごと」移譲の実現に向け、あらためて政治のリーダーシップをお願いしたい。

## 「広域的实施体制の基本的枠組みに係る検討課題」に対する

### 九州地方知事会の考え方

#### ○執行機関の在り方

直接公選の長を持たない広域連合が、出先機関の移譲を受けることをどう考えるか。

- ・緊急の対応を要する場合に迅速な意思決定を行う仕組みとして、どのようなものが考えられるか。
- ・構成団体間の調整を適切に行う方策としてはどのようなものがあるか。
- ・適切に内部管理を行うためにはどのような事務執行体制が必要となるか。

○直接公選の長を持たない地方公共団体が国の権限移譲を受けることは、現行の広域連合制度でも認められており、特に問題はないと考えている。

○九州広域行政機構（仮称）では、執行機関として、直接公選された九州7県知事からなる「合議制」の「知事連合会議（仮称）」を設置することを考えている。これにより、広域連合のような長への権限集中が回避されるとともに、公選職ではない一般職の職員が長となっている現状と比べてガバナンスが強化される。

○また、各県知事が各部門（現行の九州経済産業局等）を分担執行する仕組みを導入することで、緊急な対応を要する場合にも、迅速な意思決定が行えるものと考えている。

○九州各県知事からなる合議制の知事連合会議（仮称）で執行機関としての意思を決定し、九州各県議会の代表者で構成する議会代表者会議（仮称）で団体意思の決定を行うことにより、構成団体間の調整が図られるものと考えている。

○定型的な事務については、各県における知事と補助機関との関係と同様に、各分担執行委員（知事）の管理監督の下、基本的に一般職の職員（現在の各出先機関の長に相当する職員）に委任することで、迅速な意思決定と適切な内部管理が確保されるものと考えている。